

備前市監査委員告示第 8 号

平成 25 年度財政援助団体等監査結果報告に基づく措置状況の公表について

財政援助団体等監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 26 年 2 月 6 日

備前市監査委員 大 田 淳 一  
備前市監査委員 田 原 隆 雄

| 所管部署  | まちづくり課 | 対象団体  | 日生運輸株式会社 |
|---|--------|---|----------|
| 指 摘 事 項   |        | 措 置 状 況   |          |
| 補助金の申請手続について、交付申請書に收受印が押印されていなかった。備前市文書取扱規程に基づき適正な事務処理に努められたい。  |        | 文書管理規定に基づき適正に処理します。                               |          |
| 実績予定の報告が同条同項に定める「補助年度の3月10日」を過ぎて提出されており、概算として補助金が支払われていなかった。補助金の支出に際しては、要綱に定める手続きを遵守するよう努められ、補助対象事業者には、適切な時期までに事業実績予定を提出するよう指導されたい。 |        | 事業者へ指導し期限までの提出を指示しました。今後はこのようなことの無いよう、文書で再度指示します。 |          |
| 補助対象事業を証する書類等として提出された資料中の請求書について、「備前トラベルネットワーク」を請求先とする請求書が見受けられた。補助対象事業者を通じて、請求書には正式な名称を使用するよう指導されたい。                               |        | 請求書の宛名について、正式な名称を使用するよう指導しました。                    |          |

| 所管部署   | 介護福祉課 | 対象団体                                  | 公益社団法人備前市シルバー人材センター |
|--|-------|---------------------------------------|---------------------|
| 指 摘 事 項  |       | 措 置 状 況                               |                     |
| 補助金の申請手続について、交付申請書に收受印が押印されていなかった。備前市文書取扱規程に基づき適正な事務処理に努められたい。                               |       | 備前市文書取扱規程に基づき適正な事務処理を行います。            |                     |
| 補助対象事業を証する書類等として提出された資料中の仕訳伝票に事務局長印がないものが見受けられた。補助対象事業者が整備している処務規程に基づき適正な処理を行うように指導されたい。     |       | 処務規程に基づき適正な処理を行うよう口頭にて指導しました。         |                     |
| 職員の制服について、補助対象事業者が理事長の判断により購入していたが、被服等貸与規程等を整備するなど、資金の用途を個人の判断に委ねることなく、規則等に則った運用を行うよう指導されたい。 |       | 被服等貸与規程等を整備し、規則に則した運用を行うよう口頭にて指導しました。 |                     |